

越前焼・陶芸村基本構想策定業務にかかるプロポーザル実施要領

1 目的

越前焼の価値を発掘し、近年注目されている体験型観光の需要拡大と産地への誘客促進を図るため、産業振興や産業観光といった広い視点で有識者等と議論し、越前焼のブランド力向上と越前陶芸村の活性化につなげる。

2 企画提案書を募集する委託業務内容

- (1) 業 務 名 越前焼・陶芸村基本構想策定業務
- (2) 業 務 内 容 別紙越前焼・陶芸村基本構想策定業務仕様書のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 委託上限額 17,000,000円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む。）

3 応募資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本委託業務の応募資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者

ただし、後段5（4）に定める応募資格認定申請書提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) 県の求めに応じて連絡を取り、随時対応できる体制を整えていること。

(7) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ① 応募資格審査の結果通知日までに、提案者が前記の応募資格要件を満たさなくなった場合
- ② 見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- ③ 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- ④ 提出資料に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 著しく信義に反する行為があった場合
- ⑥ 契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑦ 企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- ⑧ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑨ 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

5 プロポーザル審査の手続き等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 実施要領等の公示・配布開始日	令和7年7月28日（月）
② 質問受付期日	令和7年8月 7日（木）
③ 応募資格認定申請申込期日	令和7年8月 7日（木）
④ 応募資格の認定結果通知	令和7年8月12日（火）
⑤ 企画提案書提出期間	令和7年8月12日（火）～8月21日（木）
⑥ 選定委員会	令和7年8月25日（月）～8月29日（金）の間で調整

(2) 実施要領等の配布

- ① 配布期日 令和7年8月7日（木）まで、9時から17時の間（土日祝除く）
- ② 配布場所 福井県産業労働部商業・市場開拓課（県庁4階）
- ③ 配布物 プロポーザル実施要領および仕様書、申請様式
- ④ 配布方法 実施要領等は、上記配布場所での配布ならびに商業・市場開拓課ホームページに掲載する。<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sansei/kougei/echizenyakitougeimura.html>

(3) 質問の受付および回答

本プロポーザルに関する質問を次のとおり受付、回答する。

- ① 受付期日 令和7年8月7日（木）17時まで（必着）
- ② 提出先 下記「10 問い合わせ先」に同じ
- ③ 提出方法 質問票（様式1）により、電子メールまたはFAXで送信すること。
（送信後、電話により受信の確認を行うこと。）
- ④ 回答方法 参加資格を有すると認められた者全員に電子メールまたはFAXで8月12日（火）までに回答を送信する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 応募資格認定申請書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり応募資格認定申請書（様式2）および競争入札参加資格通知書の写しを提出すること。

※競争入札参加資格を得ていない場合は「競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。

①提出期限 令和7年8月7日（木）17時まで（必着）

②提出先 下記「10 問い合わせ先」に同じ

③提出方法 持参、郵送（配達証明）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る）によること。なお、持参の場合は、土日祝を除く9時から17時の間に限る。

(5) 応募資格の結果通知

応募資格要件を審査し、その結果を8月12日（火）付けで書面にて通知する。応募資格認定申請書を提出した者のうち、応募資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面により通知する。

(6) 企画提案書等の提出

応募資格を有すると認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

① 提出期限 令和7年8月21日（木）17時まで（必着）

②提出先 下記「10 問い合わせ先」に同じ

③提出書類 以下のとおり

1 企画提案書の提出について（様式3）（紙媒体で1部）

2 以下、ア～ウ（任意様式を使用する）（紙媒体で8部）

ア 企画提案書

（ア）仕様書に沿った業務内容に関する具体的な企画案

（イ）業務実施スケジュール

（ウ）業務実施体制

イ 経費見積書（上記企画提案書の実現を含むこと。内訳を添付すること。）

※記載する金額は消費税および地方消費税10%を含んだ金額とする。

ウ 参考資料

（ア）会社の概要（組織体制、取扱業務内容等）※共同体については全構成員分

（イ）同等規模の都市公園または公共施設の基本構想、基本計画を策定した実績

④提出方法 持参、郵送（配達証明）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る）によること。なお、持参の場合は、土日祝を除く9時から17時の間に限る。

⑤留意事項 ア 企画提案に係る経費は全て提案者の負担とする。

イ 提出された書類は、一切返却しない。

ウ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

(7) 選定委員会

- ①日程 令和7年8月25日（月）～8月29日（金）のうちいずれか
 - ②場所 福井県内
 - ③実施方法 企画提案書に基づくプレゼンテーション
- ※日程、場所および実施方法は別途通知する。

6 審査方法

(1) 審査基準

企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。
なお、審査基準の配点等の質問は、一切受け付けない。

(2) 優先交渉権者の決定

選定委員会において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。
なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

(3) 審査結果通知

審査結果通知については、全ての本プロポーザル参加者に対して通知する。

①通知方法 応募者の代表者（担当者）宛に書面にて通知

②通知予定日 審査を実施した日から1週間以内

なお、各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

7 契約

(1) 契約の締結

委託予定事業者と企画提案書等をもとに協議し、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。

(2) 契約書・契約保証金等

別に定める契約書のほか、福井県財務規則ほか関係法令等の定めるところによる。

(3) 契約締結の取り消し

「4 失格事項」に該当する場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

8 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、県に協議のうえ、その承諾を得るものとする。

9 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は受け付けない。
- (2) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (3) 本委託業務に関し、県から受領または閲覧した資料等は、県の実情なく公表または使用してはならない。

10 問い合わせ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部商業・市場開拓課（県庁4階）

TEL 0776-20-0377（土日祝を除く9時から17時まで）

FAX 0776-20-0645

MAIL syokai@pref.fukui.lg.jp